

生徒心得

諸君は将来、必ず社会に一人立ちして行かねばならない。一人立ちとは、現実の諸問題を自分で正しく判断し、決断と実践する力を持ち合わせていることを意味する。高等学校の3年間は、そのために自らの心と身体を鍛え、いかなる事態にも対応できる健康で豊かな人間をつくる修練の期間であるということができよう。

故にこの生徒心得は、生徒相互の努力と協力によって集団の秩序と規律を確立し、豊かで実りある高校生活を送ることを通じて所期の目的を達成するためのルールである。

1 一般心得

1. 常に本校生としての自覚を持ち、校則に従い入学時の誓約を誠実に実行する。
2. 豊かで充実した学校生活を送るため、各人が自主的に規律と責任を重んじ行動する。

2 服装

1. 服装は質素を旨とし、華美なものは避け、清潔・端正かつ本校生としての品位を失わないよう常に心掛ける。
2. 登下校の際および校内においては、本校所定の制服（服装に関する規則による）を着用する。休日および休業日の登校の際も制服を着用する。
3. 学校を代表して対外的行事および活動に参加する場合も、制服を着用する。ただし、指導または引率教師の指示があった場合はその服装とする。
4. 6月1日から9月30日までの期間は夏季服装とする。
5. 冬季の防寒具は端正なものとし華美なものは避ける。
6. やむを得ず異装をする場合は規定の許可を受ける。
7. その他細部については服装に関する規則に従う。

3 登下校

1. 8時30分までに登校する。
2. 乗物による通学者は常に安全に心掛け、それぞれ次の願または届を提出する。
 - (1) 自転車…（自転車通学許可申請書）
 - (2) 自動車・バイク…自動車およびバイクによる通学は許可しない。
3. 携行品は学習に必要なものとし、不要な品は携行しない。
 - (1) 持参するバッグは次のようなものにする。
 - ① 教科書、ノートの入る大きさのもの。
 - ② 華美でなく高校生らしいもの。
4. 欠席・遅刻または早退するときは次の届または願を提出する。
 - (1) 欠席（欠席届）学級担任に届出て承認を得る。※保護者からの連絡があるときはこれを届に替える。
 - (2) 遅刻（遅刻届）学級担任（または副担任）および教頭の承認を得た後、教科担当に申出て入室する。

(3) 早退（早退届）学級担任（または副担任）および生徒指導部長の承認を得た後早退する。ただし、健康上の理由によるときは養護教諭の診断を受け、早退することがやむを得ないものであることを証する「保健連絡票」を添えて承認を得る。翌日「早退願」の保護者連絡書を担任に提出する。

5. 生徒の忌引日数は次に定める日数を限度とする。

- (1) 父母（7日）(2) 祖父母（3日）(3) 兄弟姉妹（3日）(4) 伯叔父母（1日）
- (5) 曾祖父母（1日）

4 校内生活

1. 授業

- (1) 始業の合図で着席し、授業開始を待つ。
- (2) 授業開始時、終了時には起立し礼をする。
- (3) 質問または応対するときは起立する。
- (4) 学習上必要な用具は各自携行し、貸借しない。
- (5) 教室の秩序を乱すような行動をしない。
- (6) 体育、実習その他で教室を離れる時は戸締りをして貴重品は厳重に保管する。

2. 休憩時

- (1) 休憩時であっても無断で外出してはならない。やむを得ず外出する時は学級担任（又は副担任）および生徒指導部長に外出届を提出し承認を得る。
- (2) 学校の連絡、指示に注意する。
- (3) 食事は定められた時間に定められた場所でとる。
- (4) 上履で校舎外に出ない。

3. 清掃

- (1) 毎日当番が放課後定められた場所を清掃する。
- (2) 校内は常に清潔を保つように心掛け、紙屑、雑草その他は定められた場所に処理する。
- (3) 掃除用具は定められた場所に整頓し数を整えておく。
- (4) 樹木、草花を愛し、環境の美化に努める。

4. 礼儀・態度

- (1) 言葉遣い、動作は明朗活発にして、礼儀正しく気品を保つよう努める。
- (2) 教職員、来客および上級生に対しては適切な礼儀を保ち、挨拶と会釈を励行する。
- (3) 生徒間にあっても礼を失せず、互いに敬愛の念をもって接する。
- (4) 職員室等へ入室するときは声をかけノックする。

5. 考査

- (1) 考査には厳正な態度でのぞみ、不正行為はしない。また不正行為と誤解される行動も厳に慎む。
- (2) 机の中は空にし、前後逆にする。
- (3) 机は6列とし、出席番号順に着席する。
- (4) 机の下や脇に物を置かない。カバン等は原則として教室に置かず、ロッカーの上等に置く。
- (5) 下敷は使用しない。
- (6) 用具の貸借はしない。
- (7) 筆入れ等を机上に置かない。
- (8) 電卓の使用は教科担任の指示に従う。
- (9) 答案は考査終了時に番号順に整理して提出する。
- (10) 携帯電話等は、考査場に持ち込まない。

※ 不正行為のあった場合には、その科目は0点とし、以後のテストは受験できない。

5 校外生活

1. 校外での生活については、余暇の善用に努め、規律ある生活をする。
2. 自動車およびバイクの使用は、いかなる理由があっても一切禁止する。
3. 飲酒、喫煙、薬物乱用等をしてはならない。
4. 遊技場等、不健全な場所に入ってはならない。
5. 学割が必要な場合は「学割交付願」を提出する。
6. 夜間外出は好ましくない。やむを得ず外出する時は保護者の同意を得、用件、行先、帰宅時間を明確にして午後9時までには必ず帰宅する。
7. 登山については、引率教師または指導者が必ず付くことを条件とし、「計画書」を提出して「届出済証」の交付を受けてから行う。(生徒だけでは行かない)
8. 外出および旅行の際は必ず身分証明書を携行する。
9. アルバイトについては別に定める。
 - (1) アルバイトは原則として許可しない。ただし、やむを得ない事情がある場合には「アルバイト許可願」を提出してから行うことができる。
 - (2) アルバイトは保護者の責任と学校の指導の下で行う。
 - (3) アルバイトを認める条件は次のとおりとする。
 - ① 保護者からの申出があること。
 - ② 事業所からの「受け入れ届」を添え「アルバイト許可願」が提出されていること。
 - ③ 長期の休業の場合は休業日数の1/3を越えないものであること。
 - ④ 自宅から通勤でき、かつ21時以降の帰宅にならないものであること。

- ⑤ 成績不振教科がないこと。
- ⑥ 風紀上および保健上好ましくない場所または仕事でないこと。
- ⑦ 万一事故が発生した場合の保障が明確であること。

6 その他

1. 次のような場合は速やかに学級担任または係職員まで届け出る。

- (1) 校内において金銭または物品を紛失したとき。
- (2) において他人より金銭の強要や暴行などを受けたとき。
- (3) 内または登下校時に発病，負傷または事故に遭うか起こしたとき。
- (4) 外において補導を受けたとき。

2. この生徒心得を遵守しない場合は特別に指導される。

電話・メール相談窓口

- 1 ふくしま24時間子どもSOS（いじめ電話相談）
※夜間休日も含めて24時間体制 0120-916-024
- 2 ダイヤルSOS【教育センター】（いじめ，不登校，体罰，学校生活不適應ほか教育全般）
※電話相談 月～金 10：00～17：00 0120-453-141
- 3 教育相談【特別支援教育センター】
（家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもやその保護者，担当教員の相談）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 （相談専用） 024-951-5598
（代 表） 024-952-6497
- 4 地域教育相談【教育庁各教育事務所】
※電話相談 月～金 10：00～17：00 県北地区…… 024-523-2818
県中地区…… 024-935-1485 県南地区…… 0248-23-1667
会津地区…… 0242-29-548 南会津地区… 0241-62-5255
相双地区…… 0244-26-1314 いわき地区… 0246-24-6215
- 5 ヤングテレホンコーナー【福島県警察本部県民サービス課】
（家庭，学校，友人関係など，青少年の思春期の悩みや子どもの非行問題に関すること）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 024-526-1189
- 6 いじめ110番【福島県警察本部県民サービス課】（あらゆるいじめに関すること）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 0120-795-110
- 7 思春期相談ホットライン県北保健福祉事務所…peer@pref.fukushima.lg.jp
県中保健福祉事務所…teens_kentyuu@pref.fukushima.lg.jp
県南保健福祉事務所…teens_kennan@pref.fukushima.lg.jp
※メール相談 24時間 返信に時間がかかることがあります。

服装に関する規程

1. 服装

(1) 男子

- ① 学校指定の黒詰襟・標準型学生服とする。
- ② 科章（赤，緑，青）を左襟端4cm中央に穴を開けてつける。
- ③ ベルトは茶，紺または黒系とする。
- ④ 通学靴及びソックス黒色標準型短靴または華美でない靴とする。ソックスは白色（ワンポイント可）・黒色・濃紺とし，その他は認めない。ただし，卒業式・入学式の際は黒紺系とする。

(2) 女子

- ① 規定の制服（別図参照）を着用し，左胸に科章を付ける。
- ② ブラウスは白色で規定の角襟のものとする。
- ③ ストッキングの色は肌色とする。
- ④ ソックスは白色（ワンポイント可）・黒色・濃紺としその他は認めない。ただし卒業式・入学式の際は黒紺系のハイソックスとする。またソックスの長さは，膝下までとする。
- ⑤ 通学靴は華美でない革靴又は靴とする。
- ⑥ ベルト，イヤリング，指輪等派手な装身具は用いない。
- ⑦ 口紅，色つきリップクリーム，ファンデーション，マニキュア等の化粧は認めない。

2. 上履き

定められた上履きを用いる。

3. 運動着・実習着

体育時および実習時にはそれぞれ定められた服装をする。

4. 頭髪等

(1) 男子

- ① 頭髪は高校生らしい端正な髪型とし耳や襟，眉毛にかからない程度に整髪する。
- ② パーマ，カール，変色および変形をしない。
- ③ 眉はみだりに加工しない。

(2) 女子

- ① 髪型は服装との調和に心掛け，流行を追うことなく，パーマ，カール，変色および変形をしない。地毛であっても故意に脱色した場合も認めない。

② リボン，ヘアバンド等派手な装飾は用いない。

③ 口紅，色付きリップクリーム，ファンデーション，マニキュア等の化粧は認めない。

5. 夏季服装

(1) 男子

① 上衣の代わりに学校指定の白のYシャツとする。

② シャツはズボンの上に出さない。

③ 肌着は学校指定 T シャツまたは華美でないものとする。

(2) 女子

① 規定の長袖か半袖のブラウスにベストを着用する。

Yシャツは認めない。

② 左胸に科章を付ける。

6. 冬季服装（男女）

① コート・ジャンパー類，マフラー，手袋またはブーツ等を着用するときは実用的なものとし，端正にすること。

② コート・ジャンパー類の色は華美でないものとする。

③ セーター・カーディガンを着用するときは，制服の上着とブラウスの間にセーター等を着るときは，Vネックで，色は白，紺，茶，黒等の華美でないものとする。

④ 女子生徒のタイツは黒とし装飾付きのものや濃紺は認めない。

（卒業式は除く）

付 則

1. この規則は，昭和58年5月2日より施行する。

2. この規則は，平成8年4月1日一部改正。

3. この規則は，平成11年4月1日一部改正。

4. この規則は，平成21年4月1日改正。

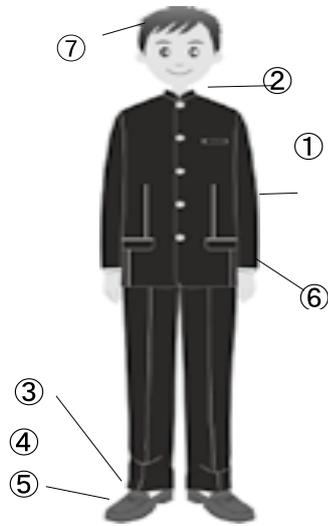
5. この規則は，令和3年4月1日一部改正。

6. この規則は，令和5年4月1日一部改正。

7. この規則は，令和6年4月1日一部改正。

●男子の服装について

(参照)夏季服装

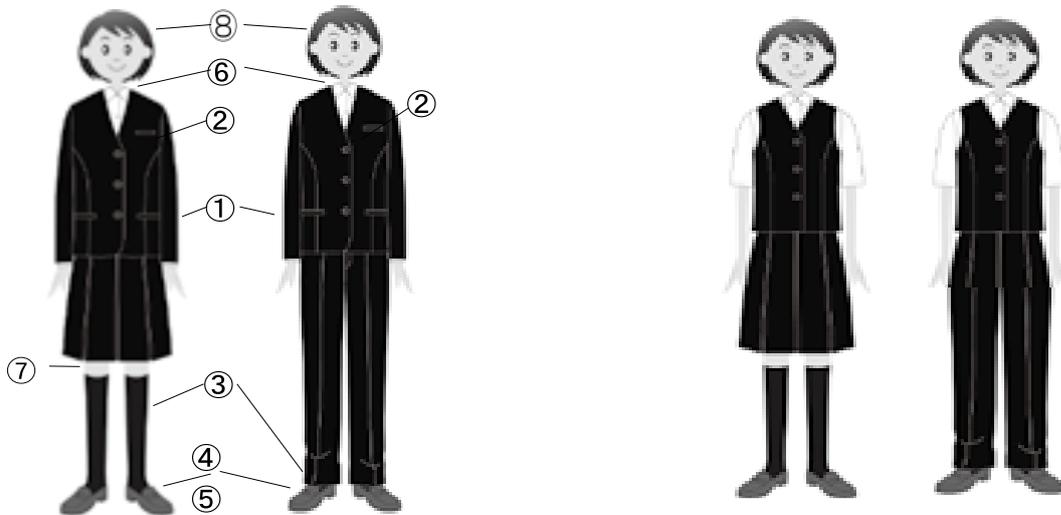


服装【春・秋・冬】

番号	項目	男子
①	学 生 服	学校指定の制服
②	科 章 ボ タ ン	所定の位置につけてある
③	ソ ッ ク ス	白色（ワンポイントまで可）・黒色・濃紺 ただし、卒業式・入学式の際は黒紺系とする
④	靴（下ばき）	黒色標準型短靴またはズック靴
⑤	サンダル（上ばき）	学校指定のもの
⑥	Ｙ シ ャ ツ	学校指定のもの 学生服の下に着用
⑦	頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生らしい髪型で、襟や耳にかからない ・眉毛にかからない。 ・パーマ、カール、変色、変形をしない。
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・ベルトは茶、紺、または黒系とする。 ・イヤリング、ピアス、指輪等装身具は用いない。 ・夏季服装， 冬季服装は「服装に関する規定」を参照

●女子の服装等について

(参照)夏季服装



服装【春・秋・冬】

番号	項目	女子
①	学 生 服	学校指定の制服
②	科 章	左胸につける
③	ソ ッ ク ス	白色（ワンポイントまで可）・黒色・濃紺 卒業式・入学式の際は黒紺系のハイソックスとする
④	靴（下ばき）	華美でない革靴またはズック靴
⑤	サンダル（上ばき）	学校指定のもの
⑥	ブ ラ ウ ス	白色で規定の角襟のもの
⑦	ストッキング	肌色
⑧	頭 髪	・服装との調和を心がけ、流行を追わずパーマ、カール、変色、変形しない。 ・リボン・ヘアバンド等、派手な装飾は用いない。
	そ の 他	・ベルト、イヤリング、ピアス、指輪等装身具は用いない。 ・口紅、色付きリップクリーム、ファンデーション、マニキュア等の化粧は認めない。 ・スカートの長さは膝がかくれる程度。 ・夏季服装、冬季服装は「服装に関する規定」を参照

自転車通学に関する規程

(許可基準)

第1条 自転車通学を許可する基準は次のとおりとする。

1. 交通規則を守り、安全運転ができること
2. 本校の諸注意指導をよく励行していること
3. 保護者の同意があること
4. 必ず雨ガッパを準備すること

(使用を禁止する自転車)

第2条 通学に使用を禁止する自転車は次のとおりとする。

1. ハンドルが極端に低いもの、または高いもの
2. ハンドルが極端に狭いもの、または広いもの
3. 整備不良のもの
4. 車輪の極端に小さいもの、または前後輪の異なるもの
5. 防犯登録済でないもの
6. 通学許可ステッカーの貼付されていないもの

付 則

1. この規則は、昭和53年10月1日より施行する。
2. この規則は、平成8年4月1日一部改正。

運転免許に関する規程

第1条 本校在学中は、バイク（原動機付自転車、自動二輪車）の運転免許取得および使用を禁止する。

第2条 運転免許取得は、第3学年であって、次の各条件を満たしたものに許可する。

1. 原則として、卒業後の進路が内定したもの
2. 卒業まで、運転をしない旨の誓約書を提出したもの

第3条 自動車学校入校の時期は11月1日以降とし、免許取得後卒業まで免許証は保護者が管理するものとする。

付 則

1. この規則は、昭和53年10月1日より施行する。
2. この規則は、平成26年4月1日一部改正。

週番に関する規程

（週番の任務）

第1条 週番は各ホームルームの生徒2名ずつ輪番に職員週番のもと1週間服務する。

週番が欠席した場合は次番が代行する。

2. 週番は学級担任をたすけ教室内の清潔整頓、風紀維持等諸般の任務を行う。
3. 週番は学級担任及び他の職員の通達事項を伝達し、必要に応じて当該ホームルームを代表する。
4. 週番は教科担任と連絡し、授業の進行に支障ないようにする。
5. 週番は掃除終了後、担当区域内の火気、盗難に対する防止の方法を完全に行い、ホームルーム内のその日の各状況をHR日誌に記録し、学級担任に報告する。